

# 第1章 計画の改定に当たって

## 1 計画改定の趣旨

- 地域福祉の現状・課題を踏まえ、平成21年度から3年間の福祉保健事業を、総合的・効果的に展開していくために改定します。
- 本計画は、平成20年度から3年間の計画期間とする文京区基本構想実施計画と整合するように改定します。
- 本計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とし、3年ごとに改定します。
- 「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）は、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間であるため、平成22年度に改定します。
- 本計画の分野別計画である「保健計画」及び「地域福祉の推進」の名称をそれぞれ「保健医療計画」及び「地域福祉の推進計画」に変更します。

## 2 計画改定の背景

- 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法に基づき、次世代育成支援対策を総合的に実施するため、平成17年度に、「子育て支援計画」を改定して「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）を策定し、取り組みを進めています。なお、平成22年度には、次世代育成支援対策推進法の改正等を踏まえ、「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）を改定します。
- 平成17年6月に介護保険法が改正され、日常生活圏域の設定と基盤整備、介護予防の推進、地域包括支援センターの設置運営、保険者の役割強化等に対応するため、平成18年度に「高齢者・介護保険事業計画」を改定し、施策を実施してきました。

高齢化が進む中、高齢者の活力を地域で活かすとともに、活動的な生活を維持していく施策の推進が必要となっています。また、支援が必要な状

態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域ケア体制を整備していく必要があります。

- 平成 18 年 4 月から、障害の種別にかかわらず障害のある人々が必要とするサービスを選択し、契約によって利用する制度である障害者自立支援法が施行されました。現在、法施行後 3 年が経過し、制度の現状と課題を反映した改正に向けた作業が行われており、また特別支援教育に関する学校教育法改正など障害児を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。障害者自立支援法に規定されている障害福祉計画については、平成 18 年度から 3 年間の第 1 期計画が終了し、第 1 期計画における課題を踏まえた第 2 期計画を策定することが求められています。
- 高齢化や生活スタイルが変容した現在、生活習慣病の予防が保健医療の大きな課題となっています。また、新型インフルエンザなど新たな健康危機を想定する管理対策も行わなければなりません。国の医療制度改革を目指す社会保障制度改革や都の「保健医療計画」の改定が行われる中、区では平成 19 年度に改定した健康づくり計画である「健康ぶんきょう 21」を補完し、総合的に保健医療施策を推進するために保健計画を改定します。
- 多様な福祉ニーズに対応し、地域福祉を推進していくためには、社会福祉協議会などの地域で活動する団体や地域住民との連携、権利擁護事業の推進、地域におけるバリアフリーの推進などを更に進めることが必要とされており、地域福祉の充実へ向けた総合的な取り組みを進めることが求められています。

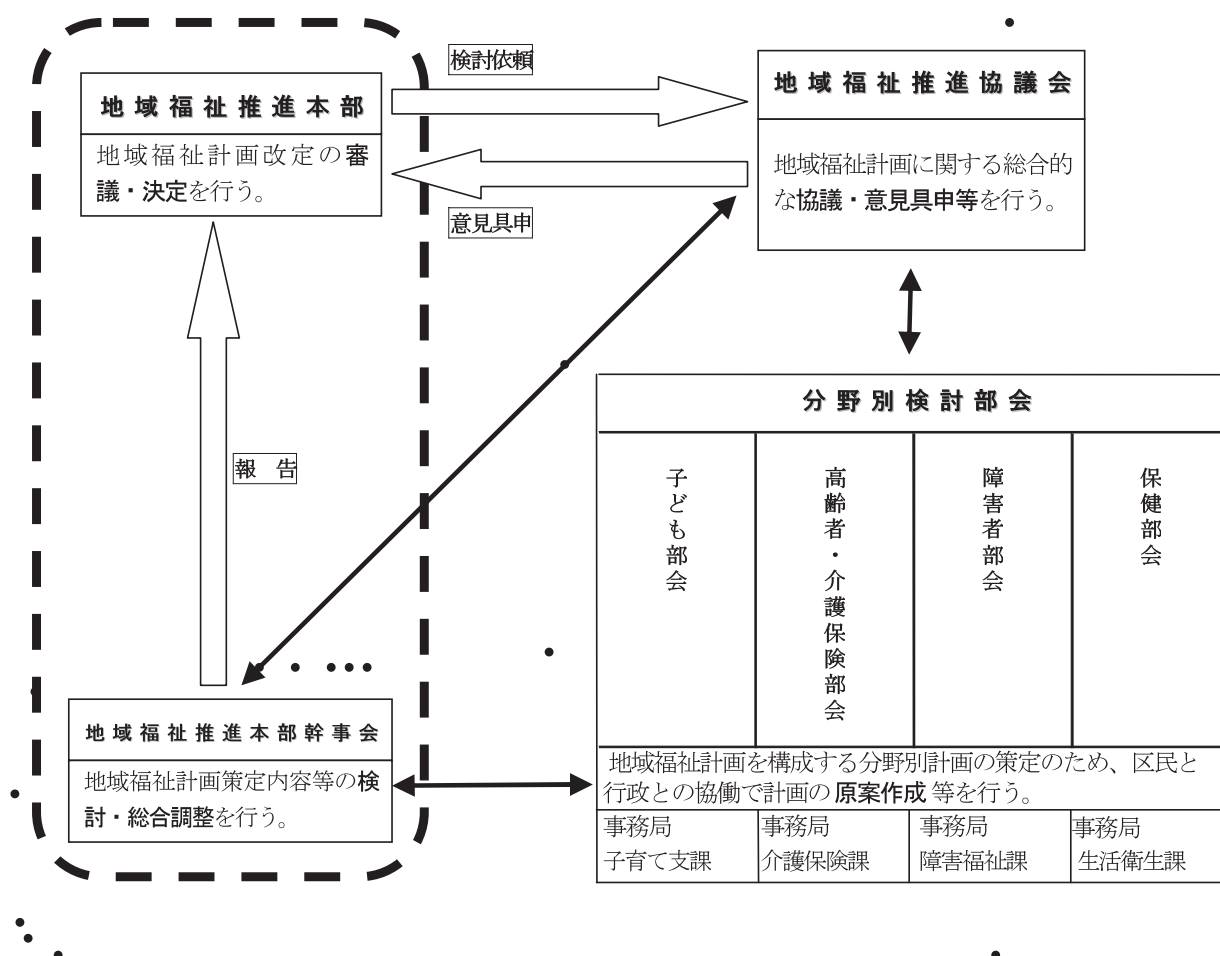
### 3 計画改定の検討体制

- 地域福祉計画の改定に当たっては、検討組織を設けて、内容の検討を行いました。（【図表】 1-1）
- 地域福祉推進協議会及び地域福祉推進協議会の下に設置した高齢者・介護保険、障害者及び保健の各分野別検討部会において、計画の策定段階から協議し、検討を行いました。
- 学識経験者、地域福祉に関連の深い団体等の代表や構成員、地域福祉に関心を持っていただいている公募区民及び区職員等で構成する分野別検討

部会において、該当する分野別計画について検討を進めました。

- 地域福祉推進協議会においては、各分野別検討部会の検討結果を踏まえ、地域福祉の推進計画及び地域福祉計画全体の取りまとめについて協議し、検討を行いました。
- また、計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメントの実施等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の改定を行いました。

【図表】 1-1 地域福祉推進協議会の体制 概念図



## 4 計画の構成

- 計画全般に係る考え方、基本理念、基本目標及び文京区の地域特性を取りまとめた総論部分（第1章から第3章まで）と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分（第4章から第8章まで）で構成しています。

（【図表】1－2）

- 分野別の計画部分は、「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、他の分野に位置づけにくい地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉の推進計画」の5分野で構成しています。

- 「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）は、次世代育成支援対策推進法の改正等を踏まえ、平成22年度に改定します。

【図表】1－2 地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
地域特性	・地域環境 ・少子化・高齢化の現状 ・世帯状況の変化				
分野別計画 ・現状と重点課題 ・計画の目標 ・基本的考え方 ・計画の体系 ・計画事業	子育て支援計画 （次世代育成支援行動計画）	高齢者・介護保険事業計画	障害者計画	保健医療計画	地域福祉の推進計画
	22年度改定予定				

## 5 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画です。
- 本計画は、次のとおり法律に基づく計画の性格を有しています。
  - ・地域福祉計画（社会福祉法）
  - ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
  - ・保育計画（児童福祉法）
  - ・老人福祉計画（老人福祉法）
  - ・介護保険事業計画（介護保険法）
  - ・障害者計画（障害者基本法）
  - ・障害福祉計画（障害者自立支援法）

## 6 計画の期間

- 本計画は平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間を計画期間とし、平成 24 年度に改定します。  
（「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）を除く。）

## 7 計画の進行管理等

- 進捗状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。
- 地域福祉の推進に向け全庁的に取り組むため、庁内組織として地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に活用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。